

当初

工事執行機関 41340 会津若松建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成30年10月23日
工事番号	18-41340-0278	工事名	積算業務委託（道整・再復）	着工	平成30年10月23日
入札執行年月日	平成30年10月22日	発注種別	22 土木設計	完成	平成30年12月21日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	国道118号			予定価格	
工事箇所	自 会津若松市門田町大字中野地内			2,071,440	
	至 門田歩道橋				
工事概要	積算業務	横断歩道橋	N=1件		

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
900013050 一般財団法人 ふくしま市町村 支援機構	福島市 中町7-17		
	(1) 1,760,000	(2)	1,900,800
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

<p>別紙「随意契約理由書」のとおり</p>

変更契約の内容

変更契約年月日	年 月 日
変更後の完成年月日	年 月 日
変更後の契約金額	円
変更契約をする理由	
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増（減）	
<input type="checkbox"/> 2 （ ） 工事追加による増額	
<input type="checkbox"/> 3 その他（ ）	

随意契約理由書

今回委託を行おうとする業務は、下記1の工事の積算である。

この業務について下記2により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記3以下に記載の理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとともに、県財務規則施行通達第269条関係1-（3）に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適当であるとき」に該当することから、単独見積りによる随意契約によることとしたい。

記

1 工事概要

- (1) 工事名 道路橋りょう整備(再復)工事(橋梁上部)
- (2) 路・河川等名 国道118号
- (3) 工事箇所名 会津若松市門田町大字中野地内 門田歩道橋

2 委託を行おうとする理由

「うつくしま行財政改革大綱」に基づき、定員削減などの行財政改革を進めている中であって、土木部の執行体制上、積算業務の一部を外部委託することが必要である。

3 随意契約の理由

(1) 積算業務の性格

- ① 積算を行うにあたっては、県が定める「標準積算基準」に依ることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、見積を収集し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該時点における積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められる。
- ② 積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術であり、特に、特殊な工事の積算については高度な技術力、ノウハウの蓄積が必要である。
- ③ 発注者業務を代替・補完する業務であり、中立性、正確性が求められる。

(2) 随意契約の理由

この業務は橋梁工の積算であり、その積算にあたっては、積算工種、積み上げ計算による施工単価、見積による数量が多く、作業が膨大となるため、積算に関する豊富な知識、経験が必要であり、「入札制度改革に係る基本方針」に掲げる特殊な工事に該当することから当該積算業務を外部委託する必要がある。

4 単独見積りの理由及びその相手方

一般財団法人ふくしま市町村支援機構(「財団法人福島県建設技術センター」から平成20年1月1日に組織名称を変更・平成24年6月1日に一般財団法人へ移行)は、長年にわたり、県の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める県内唯一の機関である。